

EUとの経済連携協定に伴う調達手続きの変更について

1 概要

EUとの経済連携協定が平成 31 年 2 月 1 日付で発効することに伴い、中核市が一定額以上の案件を入札する際に、EU加盟国企業の入札参加への市場開放が義務付けられました。

2 対象となる契約

	種別及び対象金額	契約方法	都道府県、政令市 (WTO協定)	中核市 (日EU・EPA)
①	物品 (3千万円以上)	一般競争	○	○
		指名競争	○	対象外
		随意契約	対象外	対象外
②	建設工事 (22億9千万円以上)	一般競争	○	対象外
		指名競争	○	対象外
		随意契約	対象外	対象外
③	建設工事のための サービス (2億2千万円以上)	一般競争	○	○
		指名競争	○	対象外
		随意契約	対象外	対象外
④	その他のサービス (3千万円以上)	一般競争	○	○
		指名競争	○	対象外
		随意契約	対象外	対象外

①「物品」及び③「建設工事のためのサービス（設計コンサル）」について、現在、八王子市は一般競争入札を実施していないため、該当する案件はありません。

また、②「建設工事」は、今回中核市に適用される政府調達協定では一般競争入札も含め市場開放の対象外となっています。

3 施行

平成 31 年 2 月 1 日以降に一般競争入札の公告を行う案件が対象となります。

(問い合わせ)
八王子市 財務部
契約課 物品契約担当
電話：042-620-7216